# 平成29年に発生した製造所を原因施設とする食中毒

都道府県	発病年月日	原因施設種別	営業許可業種	原因食品	病因物質種別	患者総数
北海道	2017/1/23	製造所	菓子製造業	菓子類	ウイルス-ノロウイルス	91
横浜市	2017/12/28	製造所	飲食店(弁当屋) 菓子製造業	その他-食事特定	ウイルス-ノロウイルス	4
新潟市	2017/10/16	製造所	そうざい製造業 食肉処理業 つけ物製造業(条例許可)	肉類及びその加工品	細菌-腸管出血性大腸菌 (VT産生)	15
神戸市	2017/9/16	製造所	魚介類販売業	魚介類-その他	不明	10
奈良県	2017/1/8	製造所	魚介類販売業	魚介類加工品-その 他	寄生虫-アニサキス	1
福山市	2017/1/5	製造所	飲食店営業菓子製造業	その他-食事特定	ウイルス-ノロウイルス	35
沖縄県	2017/7/3	製造所	そうざい製造業	魚介類-その他	自然毒-動物性自然毒	3
沖縄県	2017/9/22	製造所	そうざい製造業	複合調理食品	細菌-サルモネラ属菌	5

## 主な広域食中毒事案

発生時期	品目	原因施設	原因施設-業種	病因物質	患者数	患者発生自治体
平成23年4月	ユッケ	飲食店	飲食店営業	腸管出血性大腸菌 O111、O157	181名 (うち5名が死亡)	4 自治体(4 県) 神奈川県、富山県、石川県、福井県
平成28年 10~11月	冷凍メンチカツ (そうざい半製 品)	製造所	そうざい製造業 食肉処理業 食肉製品製造業	腸管出血性大腸菌 O157	67名	12自治体(3県8市1区) 秋田県、千葉県、町田市、江戸川区、神奈川県、 横浜市、川崎市、藤沢市、相模原市、横須賀市、 尼崎市、広島市
平成29年 1~2月	キザミのりを使用 した食品	給食施設等	飲食店営業等	ノロウイルス	2094名	4自治体(1都1府1県1市) 東京都、和歌山県、大阪府、久留米市
平成29年 8月	そうざい等	飲食店等	飲食店営業等	腸管出血性大腸菌 O157	45名 (うち1名が死亡)	4自治体(2県2市) 埼玉県、川越市、前橋市、滋賀県

# 患者数500名を超える大規模食中毒事案(過去5年間)

	原因施設 都道府県	発病年月日	原因施設種別	営業許可業種	原因食品	病因物質	患者 総数	死者 総数	摂食者 総数
1	北海道	2013/9/12	その他	-	当該施設で調理提供され た食事	その他の病原大腸菌	516	0	1,100
2	愛知県	2013/4/3	仕出屋	飲食店営業	不明(4月3日の昼食弁 当)	ノロウイルス	526	0	2,643
3	浜松市	2014/1/15	製造所	菓子製造業	平成26年1月13日に 製造された食パン	ノロウイルス	1,271	0	8,027
4	京都市	2014/5/1	飲食店	飲食店営業	キーマカレー	ウェルシュ菌	900	0	1,696
5	長野県	2014/7/20	仕出屋	飲食店営業	鳥そぼろ(三食丼弁当)	ぶどう球菌	741	0	2,518
6	静岡市	2014/7/27	販売店	-	冷やしキュウリ	腸管出血性大腸菌 (VT産生)	510	0	不明
7	愛知県	2015/3/3	仕出屋	飲食店営業	不明(平成27年3月2日か ら3月4日の昼食弁当)	ノロウイルス	576	0	12,211
8	愛知県	2015/12/7	仕出屋	飲食店営業	不明(12月7日の弁当)	サルモネラ属菌	1,267	0	3,926
9	江東区	2016/4/28	飲食店	飲食店営業	鶏ささみ寿司	カンピロバクター属菌	609	0	14,000
10	京都府	2016/11/11	旅館	飲食店営業	不明(11月11〜15日に 旅館施設が提供した食 事)	ノロウイルス	579	0	1,187
11	和歌山県	2017/1/26	学校-給食施設-共同調理場	飲食店営業	磯和え(学校給食)	ノロウイルス	763	0	2062
12	東京都	2017/2/16	学校-給食施設-共同調理場	-	きざみのり	ノロウイルス	1084	0	3078

(資料出所)厚生労働省「食中毒統計」

	潜在的ハザー	F									原料	食品	群								
大分類						生	鮮食	品君	羊(冷	蔵、	冷凍	状態	を含む	P)				加工	製	品群	
生物的: 1.細菌、2.寄生虫、3.ウイルス 化学的: 4.自然由来、5.意図的、 6.食物アレルゲン 物理的: 7.硬質異物、放射性物質	中分類	小分類	穀類	いも及びでん粉類	砂糖及び甘味類	豆類	重実領	野葵質	と と 変	藻類		魚角具類	類とび・かこ類とのかったこ類とのできます。		類鳥肉類	卵類		11 製品 数	由旨貢	周未斗類 一	留意事項
1	芽胞菌•通性嫌気性菌	セレウス菌	*13 *29				*	13						<b>*</b> 13						**	13 29
1	芽胞菌•偏性嫌気性菌	ウエルシュ菌												<b>*</b> 13	<b>*</b> 13					• *	13
1	芽胞菌•偏性嫌気性菌	クロストリジウム属菌		;	<b>*</b> 13		*	13 **	13 *13	3	<b>*</b> 13	<b>1</b> %13	×13 ×13	*13 **21	*13 *21					• *	13
1	無芽胞菌·微好気性菌	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ									<b>*</b> 11	<b>/</b> *11	11 *11	<b>*</b> 13	<b>*</b> 4 **13		<b>(</b> 13				
1	無芽胞菌·通性嫌気性菌	サルモネラ属菌	<b>*</b> 13			*	<b>/</b> **	13 **	13 *13	3		<b>V</b> 3	(13 (11) **11	*13 *21	*7 *13 *21	*2 *13 *21	<b>1</b> 3	<b>v</b>		• *	
1	無芽胞菌・通性嫌気性菌	病原大腸菌					• *	13 **	13		<b>*</b> 13	)	<b>/ / %</b> 11	*1 *13 *21	<b>*</b> 21		%13 %17	/ (17 *:	13		
1	無芽胞菌·通性嫌気性菌	黄色ブドウ球菌							<b>*</b> 13					~	*13 *21	( %	\$13 \$17	/ V	13		人の手指
1	無芽胞菌·通性嫌気性菌	腸炎ビブリオ ビブリオ・バルニフィカス									%6 %11 %13 %18 %21	%6 %11 %13 %18 %21	%6 %6 %11 %11 %18 %18 %21 %2	L 3							ビブリオ・バルニフィカス: 肝臓疾患、免疫 力の低下などを基礎疾患のある者、貧血の 治療で鉄剤の内服者
1	無芽胞菌·通性嫌気性菌	エルシニア・エンテロコリチカ					*							<b>*</b> 13							
1	無芽胞菌·通性嫌気性菌	リステリア・モノサイトゲネス					• *	13 **	13		<b>*</b> 11 <b>*</b> 13	<b>y</b> 3	(11 %1 (13 %1)	<b>✓</b> 3 *21		×13	%13 %17	/ <b>/</b> %:	13		製造環境
2	寄生虫·原虫類	クリプトスポリジウム					*	13 **	13								<b>€</b> 13				
2	寄生虫·原虫類	サイクロスポラ					*	13 **	13												
2	寄生虫·原虫類	トキソプラズマ												<b>*</b> 13							豚・羊・牛、レバー
2	寄生虫•胞子虫類	クドア・セプテンプンクタータ									*19 *28										生食用生鮮ヒラメ
2	寄生虫•胞子虫類	サルコシスティス・フェアリー												<b>✓</b> ※28							馬肉

	潜在的ハザー	- <b>ド</b>									原	科	食品和	<u></u>									
大分類						生	鮮红	品多	群(2	<b>冷蔵</b>	、冷		態を		1	Ī			加二	工製	品郡	詳	
生物的: 1.細菌、2.寄生虫、3.ウイルス 化学的: 4.自然由来、5.意図的、 6.食物アレルゲン 物理的: 7.硬質異物、放射性物質	中分類	小分類	穀類	いも及びでん粉類	砂糖及び甘味類	豆類	種実類	野菜類	果実類	き か 二類	<b>薬</b> 類 14 ***		魚   貝類   介			類鳥肉類	卵類	乳 !	乳製品	油脂類	調味料類	香辛料類	留意事項
2	寄生虫•蠕虫類	旋毛虫													<b>*</b> 13								<b>豚</b> 肉
2	寄生虫•蠕虫類	旋尾線虫												<b>*</b> 23								ĺ	ほたるいかの生食
2	寄生虫•蠕虫類	アニサキス										<b>€</b> 13 <b>€</b> 16		<b>*</b> 16								í	魚介類の生食
2	寄生虫•蠕虫類	シュードテラノーバ、大複殖門条虫									*	<b>×</b> 13										î	魚類
3	ウイルス	ノロウイルス										; ; %	*3 *8 *11 *13										人を介した汚染
3	ウイルス	E型肝炎ウイルス													<b>*</b> 10								
3	ウイルス	A型肝炎ウイルス										) *	<b>×</b> 9 €11 €13										
4	カビ毒	アフラトキシン(B1,B2,G1,G2,M1)	*13 *26 *32		3	<b>1</b> 3 * 26	*13 *26 *32 *33 *34	3	<b>✓</b> ※36								*	<b>✓</b>				<b>✓</b> ※26	
4	カビ毒	デオキシニバレノール	*13 *41																			,	小麦:暫定基準値あり
4	カビ毒	オクラトキシンA					<b>✓</b> %37 %38		<b>✓</b> %13 %35														
4	カビ毒	パツリン						;	*13 **21 **31													j	リンゴ果汁
4	動物性自然毒•貝毒	下痢性貝毒、麻痺性貝毒										**************************************	<b>€</b> 13 <b>€</b> 24									ļ	規制値あり
4	動物性自然毒・フグ毒	テトロドトキシン									* *	×11 ×42	<b>4</b> 0										フグ:取扱い基準あり
4	動物性自然毒•魚類	ヒスタミン									* *	<b>1</b>						<b>×</b> 13				ł	ヒスチジンを多く含むマグロ、カジキ、カツオ、サバ、イワシ、サンマ、ブリ、アジなど(ヒスタミン生成魚)
4	動物性自然毒•魚類	シガテラ									% %	<b>1</b>											

	潜在的ハザー	·F									原料	食品	群								
大分類						生	鮮食	品和	详(冷	蔵、	令凍:	状態	を含む	(S)				加工	製品	品群	
生物的: 1.細菌、2.寄生虫、3.ウイルス 化学的: 4.自然由来、5.意図的、 6.食物アレルゲン 物理的: 7.硬質異物、放射性物質	中分類	小分類	穀類	いも及びでん粉類	砂糖及び甘味類	豆類	種実類	野菜類	果実質	藻類		魚介貝類	類えび・かに類いか・たこ数		類 鳥肉類	卵類	第 <u></u>	儿	由旨真	間 電 電 半 料 類	留意事項
4	植物性自然毒	アルカロイド;キノコ毒;シアン配糖体		<b>*</b> 39		<b>/</b> *21	• *		<b>*</b> 25												野草、毒キノコ
4	化学物質	重金属、環境汚染物質	<b>*</b> 21			<b>/</b> <b>%</b> 21															環境由来
5	食品添加物	添加物(使用基準が定められたものに限る)															*	17 21 **2	21 *	/ 21 **2	使用基準が定められた物質に限る
5	化学物質	抗生物質、抗菌性物質、動物用医薬品、内寄 生虫用剤、ホルモン剤の残留									<b>*</b> 21	<b>*</b> 21	×21 ×2	1 **21	<b>%</b> 21	<b>*</b> **21	(17 (21				養殖魚介類•食鳥肉類
5	化学物質	残留農薬	<b>*</b> 21	<b>*</b> 21		<b>*</b> 21	×21 ×	(21 ×	/ (21 **21					<b>%</b> 21							農産物、畜産物(飼料経由)
6	食物アレルゲン	表示基準のある7成分	<b>*</b> 22			<b>/</b> %22							<b>✓</b> ※22			<b>/</b> *22 *	/ (22 **				特定原材料7品目:えび、かに、小麦、ソバ、卵、乳、落花生 (推奨原材料20品目:あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン)
7	物理的異物	金属片、ガラス片、硬質異物	<b>*</b> 15	<b>*</b> 15	<b>*</b> 15	<b>/</b> %15	×15 ×	(15 *	/ (15 **15	<b>*</b> 15	<b>*</b> 15	<b>*</b> 15	×15 ×1	5 <u>*15</u>	<b>*</b> 15	×15 %	/ (15 **	15 *1	15 *	15 ※1	
8	放射性物質	放射性物質	<b>*</b> 21	<b>*</b> 21	<b>*</b> 21	<b>/</b> *21	×21 ×	<b>1</b> (21 <b>*</b>	/ (21 **21	<b>%</b> 21	<b>*</b> 21	<b>*</b> 21	×21 ×2	1   *21	<b>*</b> 21	<b>/</b> %27	<b>2</b> 1 *	27 *2	21 *	21 **2	1

注)本表に掲載しているハザードは原材料に由来する主な潜在的ハザードの候補であり、腐敗微生物等この表に記載されていないものもハザードになる可能性があります。

#### 【出典】

食品安全委員会のリスクプロファイル(食品安全委員会ホームページ)URL: http://www.fsc.go.jp/risk\_profile/

- ※1: 牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌 (平成22年4月改訂)
- ※2:鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス(平成22年4月改訂)
- ※3:食品中のノロウイルス (平成22年4月作成)
- ※4:鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ (平成18年10月作成)
- ※5: 非加熱喫食調理済み食品 (Ready-to-eat食品) におけるリステリア・モノサイトゲネス (平成24年1月改訂)
- ※6: 生鮮魚介類における腸炎ビブリオ (平成24年1月改訂)
- ※7:鶏肉中におけるサルモネラ属菌(平成24年1月改訂)
- ※8:カキを主とする二枚貝中のノロウイルス(平成18年10月作成)
- ※9: 二枚貝におけるA型肝炎ウイルス (平成24年1月作成)
- ※10: ブタ肉におけるE型肝炎ウイルス (平成24年1月作成)
- ※11: FDA魚介類と魚介類製品におけるハザードと管理の指針(第4版 米国FDA)
- ※12: National Seafood HACCP Alliance 「HACCP: 危害分析重要管理点トレーニングカリキュラム(第5版 トレーニングと教育のための全米水産食品HACCPアライアンス)」
- ※13:食品微生物の生態 微生物制御の全貌:ICMSF(国際食品微生物規格委員会)編、山本茂貴、春日文子、小久保彌太郎監訳、中央法規(2011)
- ※14:食品由来感染症と食品微生物:仲西寿男、丸山務監修、中央法規(2009)
- ※15: CPG Sec. 555.425 Foods, Adulteration Involving hard or Sharp Foreign Objects (米国FDA)

	潜在的ハザー	ŗ.	原料食品群
大分類			生鮮食品群(冷蔵、冷凍状態を含む) 加工製品群
生物的: 1.細菌、2.寄生虫、3.ウイルス化学的: 4.自然由来、5.意図的、6.食物アレルゲン物理的: 7.硬質異物、放射性物質	中分類	小分類	大型

※16:「アニサキス線虫による食中毒予防の注意喚起について」(平成26年5月27日厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課事務連絡)

※17:乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)

※18: ビブリオ・バルニフィカスに関するQ&A (厚生労働省ホームページ) URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/qa/060531-1.html

※19:クドアを原因とする食中毒の発生防止について(平成24年6月7日付け食安発0607第7号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

※20:「乳に含まれるアフラトキシンM1の取扱いについて」(平成27年7月23日付け食安発0723第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

※21:食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)

※22:「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令」(平成23年内閣府令第45号)、「食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準 に関する内閣府令」(平成23年内閣府令第46号)、及び「アレルギー物質を含む食品に関する表示について」(平成25年9月20日付け消食表第257号)

※23:「生食用ホタルイカの取扱いについて」(平成12年6月21日付け衛食第110号厚生省生活衛生局食品保健課長及び衛乳第125号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知)

※24:「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」(平成27年3月6日付け食安発0306第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

※25:厚生労働省ホームページ「自然毒のリスクプロファイル」http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/shokuhin/syokuchu/poison/index.html

※26:「アフラトキシンを含有する食品の取扱いについて」(平成23年3月31日付け食安発0331第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

※27:「厚生労働大臣が定める放射性物質」(平成24年厚生労働省告示第129号)

※28:「生食用生鮮食品による病因物質不明有症事例への対応について」(平成23年6月17日付け食安発0617第3号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

※29: Microbiological specifications of Food Pathogens (Micro-Organisms in Food 5 (ICMSF))

#### Codex standard

\*30: Code of Practice for the Reduction of Aflatoxin B1 in Raw Materials and Supplemental Feedingstuffs for Milk-Producing Animals (CAC/RCP 45-1997)

\*31: Code of Practice for the Prevention and Reduction of Patulin Contamination in Apple Juice and Apple Juice Ingredients in Other Beverages (CAC/RCP 50-2003)

\*32: Code of Practice for the Prevention and Reduction of Mycotoxin Contamination in Cereals (CAC/RCP 51-2003)

\*33: Code of Practice for the Prevention and Reduction of Aflatoxin Contamination in Peanuts (CAC/RCP 55-2004)

\*34: Code of Practice for the Prevention and Reduction of Aflatoxin Contamination in Tree Nuts (CAC/RCP 59-2005)

\*35: Code of Practice for the Prevention and Reduction of Ochratoxin A Contamination in Wine (CAC/RCP 63-2007)

\*36: Code of Practice for the Prevention and Reduction of Aflatoxin Contamination in Dried Figs (CAC/RCP 65-2008)

37: Code of Practice for the Prevention and Reduction of Ochratoxin A Contamination in Coffee (CAC/RCP 69-2009)

\*\*38: Code of Practice for the Prevention and Reduction of Ochratoxin A Contamination in Cocoa (CAC/RCP 72-2013)

\*\*39: Code of Practice for the Reduction of Hydrocyanic Acid (HCN) in Cassava and Cassava Products (CAC/RCP 73-2013)

※40:「ムシロガイ科キンシバイ(巻貝)での食中毒の発生事例について」(平成19年8月16日付け食安監発第0816003号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)

※41:「小麦のデオキシニバレノールに係る暫定的な基準値の設定について」(平成14年5月21日付け食発第0521001号厚生労働省医薬局食品保健部長通知)

※42:「フグの衛生確保について」(昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局長通知)